

会議録

会議の名称	平成30年度第1回西東京市子ども子育て審議会
開催日時	平成30年5月25日（金曜日）午前9時30分から11時40分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎2階 202・203会議室
出席者	<p>委員：森田会長、古川副会長、石原委員、井上委員、大橋委員、尾崎委員、島崎委員、菅野委員、菅田委員、武田委員、蓮見委員、浜名委員、荒牧専門委員</p> <p>事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援部参与兼子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、子育て支援部主幹（保育課） 岡田、やぎさわ保育園長 上岡、児童青少年課長 原島、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、保育課長補佐 海老澤、児童青少年課長補佐 國府方、子育て支援課 栗林、八巻、保育課 古川、中島、吉牟田、子ども家庭支援センター 金谷</p> <p>欠席者：網干委員、保谷委員、横山委員、吉野委員、早乙女専門委員、長倉専門委員、林専門委員</p>
議題	<p>1 審議</p> <p>(1) 「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」後期計画の策定について（諮問）</p> <p>(2) 保育所入所基準の検討について（諮問）</p> <p>(3) 児童館の再編成について</p> <p>(4) （仮称）西東京市子ども条例の策定について * 答申案について</p> <p>2 報告</p> <p>平成30年度審議スケジュール（案）について 今年度の子育て支援部の主な事業について</p> <p>3 その他</p>
会議資料の名称	<p>資料1 「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」後期計画の策定について</p> <p>資料2 計画専門部会名簿（案）</p> <p>資料3 入所選考基準の検討課題について</p> <p>資料4 入所選考基準の適用例</p> <p>資料5 保育士等の子どもの優先入所・地域型卒園児等の加点について他市の入所選考基準一覧</p> <p>資料6 児童館等再編成専門部会名簿（案）</p> <p>資料7 （仮称）西東京市子ども条例の策定について（答申）（案）</p> <p>資料8 西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会最終報告</p> <p>資料9 平成30年度子ども子育て審議会 開催スケジュール（案）</p> <p>資料10 平成30年度 子育て支援部の主な事業</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 審議</p> <p>(1) 「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」後期計画の策定について（諮問）</p>	

○森田会長：

ワイワイプランのワイワイは、皆でワイワイしながらつくり上げ、実施し、評価していくワイワイで、西東京市ではワイワイプランというと子どもたちの計画である。その計画をここで見直して、後期計画をつくり上げていくことになる。

審議会に市民・利用者・当事者・事業者等いろいろな立場の委員が参加することが西東京市の意見を一定程度反映するのは確かであるが、ここに来ていない人たちが大きい課題を持つこともある。この審議会でわたしたちが特に重視しているのは、意見を述べる段階にない、あるいは、聞いてもらえる状態にない子どもたちにとって最もいいことは何なのかということである。わたしたちはいろいろな形で意見や情報を集めなければならない。その仕掛け自体も重要で、これを蔑ろにして現状とずれた情報が集まると、それに基づく計画も西東京市にフィットしないものになってしまう。今年はその準備期間であり、来年はそれを基に計画をつくっていくことになる。

まずは中間見直しをどういうふうにやっていくのかについて皆さんにご審議いただき、これを始めていきたい。事務局から説明をお願いします。

(資料1、資料2について事務局から説明)

○事務局：

西東京市子育て・子育てワイワイプランの計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10カ年で、5年が経過した時点で見直しを行うこととなっており、平成32年度から平成36年度までの後期計画を策定する必要がある。また、第6章の子ども・子育て支援事業計画の計画期間は5カ年であることから、次期の計画を策定する必要がある。

審議にあたり専門部会の設置をお願いしたい。部会長には、専門委員として昨年度に子ども・子育て支援事業計画の中間見直しでご協力をいただいた谷川由起子さんをお願いしたいと考えている。

○森田会長：

谷川さんには内諾を得ている。資料の名簿にある4名のうち本日ご欠席の吉野委員には内諾を得ているが、ほかの方もよろしいか。

○尾崎委員：

このメンバー構成では小学生の利用に関わる部分の方が少ないのではないかと思う。学童利用保護者でできれば部会にいかせてもらえればと思う。

○森田会長：

今回はまだ調査段階で計画をつくるのは来年度になる。当面は調査をどうするかとか、今後のつくり方の議論なので少人数にしたのだが、是非参加したいということであればおそらく問題ないのではないか。事務局はどうか。

○事務局：

大丈夫である。

○森田会長：

では、この資料の名簿にある方々のご了解をいただいたということと、尾崎委員にお

入りいただくということによろしいか。

(異議なし)

○森田会長：

専門部会は公開で、日程等は皆さんにご案内するようにする。

まだ国から事業計画の調査方法等が全く示されていないのでどうなっていくのか分からないが、全体としてはワイワイプランの中に事業計画を入れていく形になる。全体の枠としてどういうふう調査し、国が示してくるであろう事業計画の部分をどんな形で調査の中に入れて込んでいくのかという議論をしていくことになるのではないかと思います。

諮問は「策定について」で「平成31年で計画期間が終了するので策定する必要がある」ということなので、計画は31年度中に策定すると理解すればよろしいか。

○事務局：

そのとおりである。

○森田会長：

ではこの専門部会の任期も31年度末までということになるのか。それとも次年度に委員の見直しをするのか。

○事務局：

来年度には具体的な計画の内容に入っていくので、保育所代表者、学童代表者、幼稚園代表者、それぞれの事業所の代表者からも様々なご意見をいただく必要があると思う。今年度はこのメンバーでご議論いただいて、来年度についてはあらためて提案させていただきたいと考えている。

○森田会長：

では当面1年ということをお願いをして、今年度末の審議会で次年度の部会についてある程度方向性を示せるように準備させていただきたい。

(2) 保育所入所基準の検討について（諮問）

○森田会長：

子ども子育て支援事業計画が始まる背景として、これまでの幼稚園・保育所という2元体制のような仕組みを可能な限り一体化していくということと、自治体は国が決めたものを実施するだけの役割から、自治体の裁量を導入し各自治体の事情に合わせた様々な保育の運営をつくり上げていくという、大きく2つの方針が国で出された。

それはなぜかという、これまで特に乳幼児期は在宅での子育てが一般的だったものが、かなり早い時期から長時間子どもを社会的な施設に預けなければ暮らしが成り立たない人々が増えていく中で、幼稚園のあり方も、保育所のあり方も、量・サービス・種類・取組み内容において大きく変化してきたからである。

西東京市としてどういう形で保育を整備していくのか、事業計画の設定にあたって入所基準の問題は非常に難しかったので26年度・27年度にかなり議論をして、28年度から

今の基準がスタートした。それに対して更にまた問題が発生してきたということで、その問題とは何なのか、今議論すべきことなのか、どういう結論を出すことがいいのかをここで審議して一定の方向性を示したい。

では、事務局から説明をいただきたい。

(資料3～資料5について説明)

○事務局：

入所選考基準は、保育の必要度を指数化して保育の優先順位をつけるもので、基本指数、調整指数、指数が同点だった場合に用いる優先項目という3つの組み合わせで成り立っている。基本指数は保育の必要要件で決まっていて、調整指数は基本指数以外の要件で保育の必要度に影響があるもので加点または減点される。基本指数と調整指数の合計が高いものが順位が上になる。指数が同点の場合は優先項目を用いて入所を決める。待機児童の多い世代は優先項目で大きく差がついているというのが現在の状況である。

今回ご検討いただきたい論点は3つである。

1つ目は保育士等の子どもの優先入所についてである。現在優先的取扱いを行なっているのは26市中13市で、その条件は各自治体の考えに基づいて取り扱われている。

2つ目は0～2歳児のみを保育する小規模保育等の地域型保育事業と認証保育所等の卒園児の加点についてである。認証保育所の卒園児に加点することで元々の目的である地域型の卒園児の入所ができなくなる可能性があること、2歳児以降も受入を行っている認証保育所もあること、加点することによって加点目当てで認証保育所を選ぶことも考えられることから、慎重に行なう必要があると思う。認可施設で利用調整と支給認定が必要な地域型保育事業と認可外施設で個別の申込みで入れる認証保育所の卒園児を同列に扱うのかという問題もある。なお今年の3歳児クラスは25人ほど欠員が出ている状態である。3歳児以降の受け入れは幼稚園の活用等で必要数を確保することで全員が入れるように整備をしていくが、問題の整理が必要かと思う。

3番めは兄弟の同園入所についてである。前回はある程度きょうだい別園になることは増えるという想定のもとで変更をした。送り迎えが2箇所になるとか、行事が別々にあるとか、第1子と全く同じ負担ではないし、子どもをたくさん産んでいただくという視点からも第2子を優遇するという考え方もあるが、今回の結果から、今後きょうだいの優遇をするべきなのか、現状のままいくべきなのかをご検討いただきたい。

○森田会長：

今回の説明を受けて、次回の議論までに皆様のご意見を頂戴しながら、3つの課題をどのように扱っていくのか考えていきたいと思っている。

ただ2年前にかなり丁寧な議論をしているので、わたしはその議論の根底を覆すようなことはしたくないという気持ちはある。あのときから情勢がかなり変化したのか。あるいは前回変更した結果、状況が悪い方に影響してしまったのか。結果を評価してみてどうしても修正が必要であれば、あらためて次年度からの変更を検討することになる。

1点目の課題で、対象を市内の保育士だけに限ると今年保留になったのは1名のみだが、この方はフルタイム勤務なのか。

○事務局：

フルタイムの方ではない。

○森田会長：

別の言い方をすれば、市内でフルタイムで働く保育士の方は入れた、というのが今年の状況になる。ただこれは今年の結果であって、保育園からすると来年度はどうなるかわからない状況がある。近隣市町村と同様に保育士の確保をアピールするという意味ではこれを優先せざるを得ない、あるいは、した方がいいという判断になるかもしれない。そのことについてご検討いただきたい。

2点目の地域型という3～5歳のクラスがない小規模の認可保育園に入ったというケースについては、3～5歳の入所をどうやって保障するのかを考えないと、0～5歳の保育園を希望する親が増えて、0～2歳だけの小さな規模で子どもたちが育つ、わたしはとても理想的な形だと思っているのだが、その施設がなかなか選択されなくなってしまふ。地域の中で安定した形で保育を保障するにはどうしたらいいかということを考えなければならない。地域型への15点の加点で地域型の卒園児はすべて希望した保育所・幼稚園に入ることができたのが今年の結果で、これは不安なく地域型を選択できるようになったと大成功だったと思う。しかし、多額のお金を払っている認証保育所の利用者から、格差がついて入れないという不満が出てきたということだ。それはもうやむをえないという判断でいいのか。また、地域型に入れているパートの方は加点によって認可保育園の3歳児クラスに移行できるのに対して、認証保育所のフルタイムの方は認可保育園の3歳児クラスに移行できないということが起こる可能性がある。今年は2人保留が出ている。

○事務局：

保留は出ているが、待機児童の基準に合わせると待機児はいなかった。

○森田会長：

これについても検討いただきたい。

3点目はきょうだい加点の問題である。これは前回に随分議論した。自治体によっては、安定的な子育て環境で若い世代に最優先で定着してもらいたいということで、敢えて多子のところを加点して優先的に入れるという政策をとるところもある。ただ、平等感を考えるとどうだろうか。西東京市の今年の待機児童はいかがか。

○事務局：

今年度はまだ数字が出ていないが100人は超える予定である。

○森田会長：

そういう状態であるので、入所を希望している人たちを平等に判断して、ただ転園については優先的に扱えるように年度途中の転園を具体化してきたし、加点もしてきた。年度途中の7人と転園できた38人で8割方は最終的にきょうだい同一入園が実現できている。このことをどういうふうにかえたらいいかご検討いただきたい。

この3つについて、今後の取扱いは。

○事務局：

それぞれの課題について資料に何案か提案を記載しているので、その内容について6

月20日までにご意見等を事務局までメール等でお寄せいただきたい。それを加味して事務局案を7月の中下旬に皆様にお送りするので、8月の審議会で結論をいただきたい。

○森田会長：

そのような順序でよろしいか。3つの提案についてご意見を頂戴したいと思う。

(異議なし)

(3) 児童館の再編成について

○森田会長：

事務局から説明を。

(資料6について説明)

○事務局：

平成29年度第1回審議会で児童館等再編成方針骨子(案)を作成し、説明している。その後、学童連協、学童指導員、民生・児童委員、育成会に説明してご意見をいただき、第2回審議会では児童館等再編成方針骨子(案)の主な要望・意見をご説明したが、方針決定が延伸となっていた。ここで再度児童館等の課題や役割等を整理し、審議会のご意見をいただきながらパブリックコメントを経て、平成31年3月下旬までに児童館等再編成の方針決定を行いたいと考えている。審議のための専門部会の設置と専門部会員の決定についてご審議いただきたい。

○森田会長：

資料のとおり、この審議会の委員と(仮称)子ども条例の検討に携わっていただいた専門委員の林大介さんに改めて専門委員として入っていただいて、専門部会を設置したいということだがいかがか。名簿にお名前のある委員もそれぞれよろしいか。

(異議なし)

○森田会長：

それではよろしく願いしたい。

(4) (仮称)西東京市子ども条例の策定について

*答申案について

○森田会長：

これまで専門部会を設置して調査検討を進めていただいた。本日は答申について審議して、決定したい。

原案について、まずは事務局から検討経過の説明をお願いする。

(資料8について事務局から説明)

○事務局：

(仮称)子ども条例検討専門部会は、4名の専門委員と4名の審議会委員で構成し、

審議をしてきた。これまで会議を11回開催したほか、アンケートの実施や子どもへのヒアリング、子どもワークショップの活動などを行なっている。

会議等の概要については、これまでの審議会第6回会議までご説明しているため、第7回から第11回の検討状況をご説明する。

第7回～第9回会議では、それまでの専門部会や子どもの意見聴取などでの意見を踏まえて部会長から示された条例要綱（素案）についてご審議いただいた。また第9回会議では、条例要綱（素案）の内容について子どもの意見を聞く取組みとして、ワークショップの開催を事務局から提案し、4月21日に「子どもワークショップ」を開催した。

第10回会議では、ワークショップで出た子どもの意見を確認しつつ、条例要綱（素案）の検討を行い、第11回会議で最終的に条例要綱案を取りまとめている。

第11回会議前、5月11日には市議会文教厚生委員会が開催され、これまでの検討状況について説明を行った。そこでのご意見は、第11回会議で報告しご議論いただいた。

○森田会長：

続いて、部会長の荒牧専門委員から原案を説明してもらった上で、部会員のご意見を聞きたい。

（資料8について説明）

○荒牧部会長：

最終報告について、はしがきにつづいて最初に子ども条例の検討に際し配慮すべき事項を提案した上で、要綱案、そして分かりやすくなるように解説文をつけた。

解説から見ていただきたい。わたしたちは西東京市の現実から出発して、西東京市に即した内容を盛り込むために重視したのは、まず、西東京市における子どもたちの現実や思い・願いをどうやって踏まえるかということである。短い日程ではあったができる限りヒアリングをしたり、子どもたちと意見交換をしたり、既存の西東京市の資料を使ったり、専門部会のメンバーが接し、把握している子どもたちの声を拾うようにした。2つ目には、こういう条例を制定したときに少しでも西東京市の施策も進むように、西東京市の子ども施策、行政の状況の把握に努めた。もうひとつは、こういう条例の取り組みは行政や議会だけでやればいい問題ではないので、関係者や市民、NPOが行っている取組みをできるだけ把握するようにした。

その上で検討した結果、わたしたちが条例で重視した点が9ページの1～5である。

まず、前文で条例の理念を示し、総合的な条例にすることが必要だろうということである。総合条例というのはこの条例文案の特徴的なところで、そこに掲げた①～④を意味する。そして、総合条例のもとで子ども固有の相談・救済制度をつくる。それから、国が法律をつくったり西東京市で以前から取り組んでいる課題の中で、虐待・いじめその他の権利侵害・子どもの貧困問題等の今日的課題に取り組むこと、子どもの居場所づくり、子どもを取り巻く環境の整備、子どもの意見表明・参加、子どもの権利普及を入れている。その他の権利侵害とは体罰とか不適切な指導・対応を含んでいる。

これらの施策を推進するために、保護者・家庭・育ち学ぶ施設やその職員・地域住民が、それぞれの役割を十分に果たせるように必要な支援が受けられると規定している。

全体を貫くものとして、市民をはじめ関係者の連携・協働をいたるところで強調し、まち全体で子どもの育ちを支えていく、としている。

文章は、条例なので規定の意味が不明確にならないようにとか、西東京市のほかの条

例との整合性を踏まえながら、できる限り分かりやすくしている。だから、及びとかまたはとかいうことばは使っていない。

条例文は前文と6章で、最後の章は委任条項なので、実質的には前文と5章の構成である。条例要綱なので文末に「こと」を入れている。「こと」をとって「です・ます」にすれば条例になる。下線をつけた見出しは条例にしたときの条文番号とその見出しを意識している。解説文まで入れたので若干ミスがあって、答申するとき修正をさせていただきたい部分がある。

資料7 答申案別紙1の前文では、まず「わたしたちは、」という西東京にみんな関係するところでどういうまちにしていくかを述べて、その次を、子どもを主語にして、子どもの捉え方等に行っている。だから上から2つ目の「・」は4行上に移動して、始めの「子どもは、」のところにつけて答申をしていただければと思う。

子どもの捉え方、子ども観等については、子どもたちの意見と国際基準をできる限り入れている。特にこういう条例の中では珍しい乳幼児の規定を敢えて入れていて、ここは国連・子どもの権利委員会が指摘していることを基本的にそのまま活用している。

その上で「おとなは、」とし、育ちを支えるというキーワードを入れている。そして、子どもたちの意見も強かった、子どもと向き合って意見を聞くということを強調している。

それから「地域」は、子どもの育ちを支え、子どもが地域で安心して生きていくことができるよう支援し、「市」は、これもキーワードである、切れ目のない支援をしていく。

その上で、もう1度「わたしたちは、」として、世界の約束事である子どもの権利条約、日本国憲法、それからこの条例のきっかけである2016年の児童福祉法の理念の部分の改正などを含めて条例を定める、としている。

子どもたちは未来の人間と強調されることが多いが、今を生きる主体である。第1章総則の1 目的では、「いまと未来を生きる」、「すべて」という部分をかなり強調している。これは、障害のある子どもとか、LGBTiの子どもとか、外国にルーツを持つ子どもを含めて、すべての子どもということに強調している。

4 連携のときの「関係機関・施設・市民などとの連携：」と「都や国との連携：」は、要綱案の素案の検討時から記載していたものが残ってしまったものなので、答申のときに要綱案と解説文から削除していただければと思う。

第2章は、重視した点で挙げたように、保護者・育ち学ぶ施設の関係者・地域住民、それぞれの主体性を重視しながら必要な支援をしていくことを強調している。

第3章は、施策の原則を定めている。取り上げる項目については随分議論があった。これ以外はやらなくていいのではなく、総合的にこういう問題に取り組む。子どもの貧困の問題は、経済的な問題でだけで捉えてはいけないというのが国際的な動向であり、子どもの尊厳や権利を大切にする総合条例のもとで取り組んでいく。健康・環境のことは子どもたちのヒアリングの中で出てきた。子どもたちが望んでいることなので規定として入れておきたい。子どもの意見表明・参加は、国際的に非常に重視しているものであり、関係者がその意義や方法を学んだり情報を得たりできることを入れている。

第4章は公的な第三者機関について、条例で設置し権限、職務を定めている。これはほかの自治体を参考に、事務局が世田谷区の実務の視察をしたりしながら検討した。

条例は最低限度のことしか定められないので、第5章で計画や推進体制のことを定めている。条例の対象は国際的に合わせて18歳未満にしているが、計画は若者計画・若者施策につながることを意識してもらうことになっている。推進体制では市民との連携・協働を敢てもう1回入れている。実施状況の評価ではなく検証としているのは、従来のマネジメントサイクルを超えて、子どもをはじめ市民の皆さんの意見を入れて行なう

ということである。検証作業は専門性がある。そういう場合、審議会での専門部会設置を検討できると解説に入れている。

諮問事項のもう1つであった配慮すべき事項については、資料7の別紙2で①～⑧として8項目述べている。②は、専門部会の審議のプロセスにおいても、固有の相談救済制度の設置と既存の相談機関との連携協働について関係行政部署の人たちによって随分検討してもらったが、条例の制定過程でも引続きやってほしいということである。④は再三強調していることで、西東京市の条例では初めてかもしれないが、「です・ます調」など、子どもをはじめ市民にわかりやすく、親しみやすい文章にしてほしい。⑥は非常に要望の強かったところで、条例をいかに効果的に実施するかが一番肝要なので、それに相応しい人と予算を含め具体的な手立てをとってほしい。ここで改めて提起した8つのことについて、配慮事項として検討いただければと思う。

○森田会長：

今の話に、補足的に議論されたことや感想など伝えたいことがあれば、部会員の皆さんからお話いただけたらと思う。

○菅野委員：

人権擁護委員の立場としては、虐待、いじめというところに関心を持ち、意見を多く言わせていただいた。マイノリティ等いろいろな子どもがいるということ条例に組んでいただけたことを嬉しく思う。

○森田会長：

条例づくりは初めて参加されたのか。いかがだったか。

○菅野委員：

初めてだった。右も左も分からず、先生から意見を聞かれたことに対して、今までの体験を踏まえて、自分の思っていたことや意見を言わせていただけたことをとても嬉しく思う。私はいつも仕事で子どもたちの悩みなど苦しいところに向かっているので、子どもたちに明るい未来をとということで、とても良い経験ができた。

○浜名委員：

スケジュール的に非常にハードであった。申し訳ないが全部は出られなかった。

子どもの貧困のあたりを改めて強調していただけないかという意見を申し上げた。子ども社会福祉協議会では、このたび市内の社会福祉法人と連携してフードドライブに取組み始めた。昔から問題はあったのだろうが取組みとしてはまだ新しいと思う。それも含めて、条例の中に入れていただけたのは良かったと思う。

○古川委員：

10年前に一度、権利条例ということで携わりはじめて、その時の硬さを思えば、この10年の間にいろいろな意味で、随分ご理解をいただける社会になっていったのがまずひとつある。子どものヒアリングに行かせていただく中で印象的だったのが「子ども、子どもと言うけれど、おとなは何故区別をするのか」という言葉で、当たり前のことだが、子どもをひとりの人格としてみていくということを改めて感じさせられた。だから

こそ、つくるということに奢ることなく、ともに手を携えていい未来をつくっていく仲間だという視点でいく必要があると感じた。

あと、そこに“遊び”や“学び”という文言があるのだが、私の中で幼児期における遊びというものは本当に大切なことであって、幼児期遊びは学びそのものであるというあたりを解説の中にも入れていただいた。これは非常に大きなことだったと思う。

本当にタイトなスケジュールであったが、回を重ねるごとに、自分たちの意見を言い合い、咀嚼し合ったり、情報を交換し合う中で、非常に豊かな時間が流れていった。それこそが、この条例をつくっていくというプロセスの大切さであるとともに、それを本当の意味で活用しながら、子どもたちのものになり役立っていくために、条例を育てていくのも、一人ひとりの意識と努力なのではないかと思ったところである。

○森田会長：

ほかに質問や感想があれば出していただきたい。

○大橋委員：

時間も短い中でこれだけの回数を重ねて、大変ご苦労なさただろうと想像がつかし、大変立派なものである。中学校で一番思うのが、子どもには罪はないということである。問題のある子もいれば、そうでない子もいる。真面目にやっている子たちをちゃんと見てほしい。そうでない子も、いろいろ課題がある子も大切にしてほしい。

大事なのは親であり地域で、成育環境が本当に大きい。社会や地域がいろいろしてくれようとしているのは事実だが、この条例ができて、実際に育てている保護者がそれを理解して変わらないと難しい、というのが正直なところである。

○古川委員：

そのことは私も会議の初めから申し上げていて、よく社会が育てるというが「社会さん」というのはどこにもいない。連携していくといっても、核になるのはきちんとした家庭であり、そこへの支援もきちんとしていくということも総合的な条例として入れ込んだつもりである。誰かがやってくれるために条例をつくったのではない。このあたりは誤解されないように繰り返し伝えていく必要があると思う。

○森田会長：

今回児童福祉法の改正でも保護者という文言が入ってきている。養育の責任は保護者にある。その喜びも含めて、子どもにとって第一義的には保護者がいるということはいうまでもない。しかし、それが一番の圧力になることも確かで、そこをどうやってひとつの自治体で、保護者をいろいろな形で支援しながら、子どもにとって最も良いことを作り出していくのかということを考えなければならない。そこをこの条例の中で総合的に、私たちが子どもたちに約束したいというあたりが、条例をつくるにあたっての私たちのコンセプトであったと理解している。

10年前に第一案での議論も何年も掛け、今回さらに時代状況をもう一度振り返りながら、今の西東京に相応しいものにするということで、子どもや関係者の方々、市民の方々と一緒にこのような原案をつくったということである。

他にご意見等はあるか。今後、こんなふうに動いたらいいという願いでも構わない。

○井上委員：

非常に素晴らしい子どもの条例をつくっていただいたと思うのだが、私は子育てをしていて、地域の子育てが終わった方々の視線がきついように感じる息苦しさはある。公園でボール遊びを禁止しているところが多く、ボール遊びができないという子どもの意見もあったが、子どもが楽しく遊んでいる場所をうるさいという方もいる。ショッピングモール等で子ども同士がはしゃいだりすることもあまりいい目で見えてくれない方もいる。その方々が子どもに対して、もう少し優しい視線を持っていただきたいと思う。このような条例をつくっていただいても、その方が目を通すのかなと疑問に思う。保護者の気持ちもとても大事なのだが、西東京市に住む地域の方々の心に、どのような形で響くのか、私はこれを見た感じでは、よく分からない。

○森田会長：

具体的にはどのようなアクションプランをつくるかということで、加えて、次期ワイワイプランの中に、この条例を踏まえて、どのようにこの実施計画を入れ込んでいくのかということも検討しなければならない。その意味で、保護者にどう伝えるか、一般市民の方々や事業者の方々にどのように西東京の決意というものを伝えていくのかということについて、かなり深い議論をしていかなければならないと思う。他にはいかがか。荒牧専門委員はいかがか。

○荒牧部会長：

言い始めたらきりがないが、解説に結構入れ込んである。それも合わせて意見をいただければと思う。

○森田会長：

あとは、事務局と議員の方々に、きちんとこれが歪むことなく、できるだけそのまま通るように努力していただきたい。

さきほどの点（・）の位置などや文言など若干の修正が出てくる可能性はあるが、この点はこちらにご一任いただき、これを答申とするということで、よろしいか。

○事務局：

修正点は直して差し替えを用意した。

○森田会長：

承知した。それでは後ほど市長に答申書をお渡しする。

○荒牧部会長：

お願いがある。資料8につけた解説文は、委員の皆さん用と言う以上に、今後行政や市民の皆さんに向けての基になるものなので、検討していただいて、分からない点や加えた方がいいことがあったら、事務局の方に意見等をいただけたらと思う。

2 報告

・平成30年度審議スケジュール（案）について

(事務局から資料9について説明)

○事務局：

前回の審議会では児童館の再編成について未定としていたが、今回専門部会の設置を決定していただいたので、年間スケジュールに加えてある。目安ということをご了解いただきたい。

○森田会長：

審議会は8月、10月、1月を予定していて、本日設置を決めた2つの部会についても進めていただくということになる。よろしく願いたい。

- ・今年度の子育て支援部の主な事業について
(事務局から資料10について説明)

3 その他

○事務局：

次回の会議は8月の下旬を予定している。具体的な日程は確定した段階で皆様にお知らせする。

【答申】

(仮称)西東京市子ども条例の策定について、森田会長から市長に答申

○森田会長：

荒牧部会長に全部説明していただき、専門部会員として参加いただいた方々にもご意見をいただき、ようやく全体として、自分たちが思っていたものが具体的に西東京市の(仮称)子ども条例案として出来上がった。是非これが歪むことのないように条例を制定していただきたい。制定できた暁には、是非これを本当に子どもたちのために実施できるようにご尽力いただきたいということを、皆で共有したところである。

○市長：

承知した。今答申をいただき、ここから先は我々の責任の下で、この条例を通すように進めたいと思う。これまで、昨年10月10日以降会議を11回やっていただいた。また、子どもの意見というところは、意見聴取という部分で語っていただけたのではないかと思う。荒牧部会長に部会を精力的に持っていただき御礼を申し上げる。先程森田会長が言われたように、この条例を通す先に、西東京市というまちの中に住み、育っていく子どもたちにとってやさしいまちづくりに繋がっていければと思う。我々行政でがんばらせていただく。

○森田会長：

よろしく願いたい。

閉会